

① 関連用語の説明

【クーリングシェルターについて】

・クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラート発令時に暑さをしのぐために一時的に避難するための施設です。施設の設備要件として、適当な冷房施設や休憩する場所を備える必要があります。

【熱中症特別警戒アラートについて】

・気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。アラート発令は都道府県単位で行われ、**当該区域全域が暑さ指数35以上になることが見込まれる日の前日14時頃**に気象庁より発表されます。

【暑さ指数について】

・気温、湿度、輻射熱より算出された指数。一般的には気温よりも暑さ指数は低くなります。指数が28を超えたあたりから、熱中症患者の発生率が著しく高まります。（指数28以下でも熱中症発生リスクはあります。）

② クーリングシェルターの開放準備

・熱中症特別警戒アラートが発令されましたら、あらかじめ届出いただいた場所を休憩場所として開放してください。

・休憩場所は適度な温度に設定してください。

（各施設で通常設定されている温度から過度に下げる必要はありません。）

③ 施設開放中の対応

制度の趣旨を逸脱しない範囲で、各施設の状況に合わせ柔軟にご対応ください。

・施設管理者による利用者への対応は、原則として必要ありません。ただし、緊急時（利用者の容体悪化が発生した場合など）には救急車を呼ぶなどの対応をお願いいたします。

・施設の受入可能人数を超える利用の申し出があった場合や、開放可能時間を超えての利用を求められた場合は、近隣のクーリングシェルター等の利用を勧めてください。

・トラブルが発生した際（必要以上の長時間の滞在や、他のお客様に迷惑をかけるなどの利用者がいた場合など）には、施設からの退去をお願いしてください。なお、施設側での対応が困難な場合は、環境保全課までご相談ください。

